

諮問第2号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年2月20日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

記

住 所 山陽小野田市大字西高泊2381番地（後潟下）

氏 名 長岡忠男

生年月日 昭和29年10月11日

提案理由 長岡忠男委員の任期が令和8年6月30日をもって満了するため

(参 考)

○ 人権擁護委員法

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

○ 現在の委員

能 勢 俊 勝 (R5. 7.1 ~ R8. 6.30)

◎ 長 岡 忠 男 (R5. 7.1 ~ R8. 6.30)

藤 永 美 枝 子 (R5. 1.1 ~ R8. 6.30)

河 内 平 文 (R6. 1.1 ~ R8. 12.31)

青 木 恵 子 (R7. 1.1 ~ R9. 12.31)

江 中 幸 夫 (R7. 1.1 ~ R9. 12.31)

通 山 京 子 (R7. 1.1 ~ R9. 12.31)

磯 谷 美 津 子 (R7. 1.1 ~ R9. 12.31)

岩 間 眞 知 子 (R8. 1.1 ~ R10. 12.31)

山 本 福 代 (R8. 1.1 ~ R10. 12.31)

経 歴

現住所 山口県山陽小野田市大字西高泊2381番地（後潟下）

なが おか ただ お
長 岡 忠 男

昭和29年10月11日生（71歳）

学 歴

昭和48年3月 山口県立小野田工業高等学校卒業

職 歴

昭和49年2月 日産化学株式会社 小野田工場勤務

令和2年1月 有限会社晃栄産業勤務

令和6年9月 山陽小野田市役所 高泊地域交流センター勤務
地域づくり支援員

現 在

公 職 歴

平成29年7月

）

山陽小野田市明るい選挙推進協議会委員

現 在

令和2年7月

）

人権擁護委員

現 在

団 体 歴

平成10年 4 月

）

高泊ふるさとづくり協議会理事

令和 6 年 8 月

平成18年10月

）

NPO法人山陽小野田市手をつなぐ育成会理事

令和 5 年 6 月

平成29年 4 月

）

高泊地区社会福祉協議会理事

令和 6 年 8 月

諮問第2号参考資料



長岡忠男

令和8年（2026年）2月20日

人権擁護委員としての抱負

長岡忠男

令和2年7月1日から2期6年間、人権擁護委員を務めてまいりました。

常設・特設相談では、電話や対面での相談、小中学生にはSOSミニレターの書面での対応と様々な経験をいたしました。人権教室では、市内全小中学校へ出向いて実施し、大きな手応えを感じているところです。そして街頭での啓発活動では、たくさんの市民の方に理解をしてもらえるように努力をしてまいりました。

6年間の経験を、今後の人権相談、小中高の子ども達又企業への人権教室に、更にレベルアップして活動をしてまいります。特に、小学生がより良い成長を遂げ育っていくことを切に願っております。

微力ではありますが、皆様のお役に立つように努めてまいります。どうかご指導、ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。